

第2期

古平町まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和2年（2020年）3月

目 次

第1章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 目的・背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 国の第2期総合戦略の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 社会経済情勢の変化に対応する総合戦略・・・・・・・・・・ 2
4. 第2期総合戦略の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 総合戦略の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
6. 目標設定と進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
7. 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた施策の推進・・・・・・ 4

第2章 古平町の人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1. 人口減少・少子高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 自然動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 社会動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 課題解決に向けた4つの基本目標・・・・・・・・・・ 10

1. 本町が抱える課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2. 第2期総合戦略「4つの基本目標」・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 総合戦略の関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

基本目標1 人口減少下においても安心して暮らせるまちの実現

関連施策1 将来を見据えたまちづくり・・・・・・・・・・・・12

関連施策2 都市機能の集約とまちなかの賑わい再生・・・・・・・・14

基本目標2 古平町の産業振興を図り、所得の安定をめざす

関連施策1 地域資源を活かした産業振興と所得の確保・・・・・・・・16

関連施策2 町内経済の活性化・・・・・・・・・・・・・・18

基本目標3 出産・子育て環境の整備と医療・福祉の充実

関連施策1 妊娠・出産・子育ての希望に応える環境づくり・・・・・・・・19

関連施策2 健康でいきいきと暮らせる環境づくり・・・・・・・・21

基本目標4 古平町への新しい人の流れをつくる

関連施策1 特産品を活かした広域観光の推進・・・・・・・・23

関連施策2 ターゲットを絞った移住・定住の促進・・・・・・・・24

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

第1章 基本的な考え方

1. 目的・背景

国は、急速な少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

古平町においても少子高齢化の進行とともに生産年齢人口は減少傾向にあり、労働力の減少や地域活力の低下など様々な面での影響が懸念されていることから、これらの課題に一体的に取り組むため、平成27年度に古平町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第1期総合戦略」という。）を策定しました。

町では、第1期総合戦略に基づき、産業振興や雇用の創出、新たな人の流れの創造、少子化対策、住みよいまちづくりなど各種の取組を進めてきていますが、令和元年度（2019年度）が5年間の戦略推進期間の最終年度となっています。

人口減少問題への対応は、長期的な視点に立って、切れ目なく取組を続けていくことが重要であることから、令和元年12月に閣議決定された国の第2期総合戦略のほか、社会経済情勢の変化や町の第1期総合戦略の検証結果を踏まえて「第2期古平町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

2. 国の第2期総合戦略の概要

国の第2期総合戦略では、人口減少による課題と地方創生の目指すべき将来について次のように示されています。

人口の減少と東京一極集中の課題

- 地方において地域社会の担い手が減少し、地域経済が縮小。更に人口減少を加速させ負の連鎖に。
- 「まち」の機能が低下し、地域の魅力・活力が損なわれ、生活サービスの維持が困難に。
- 首都直下地震などの巨大災害による被害が大きなものに。

地方創生の目指すべき将来

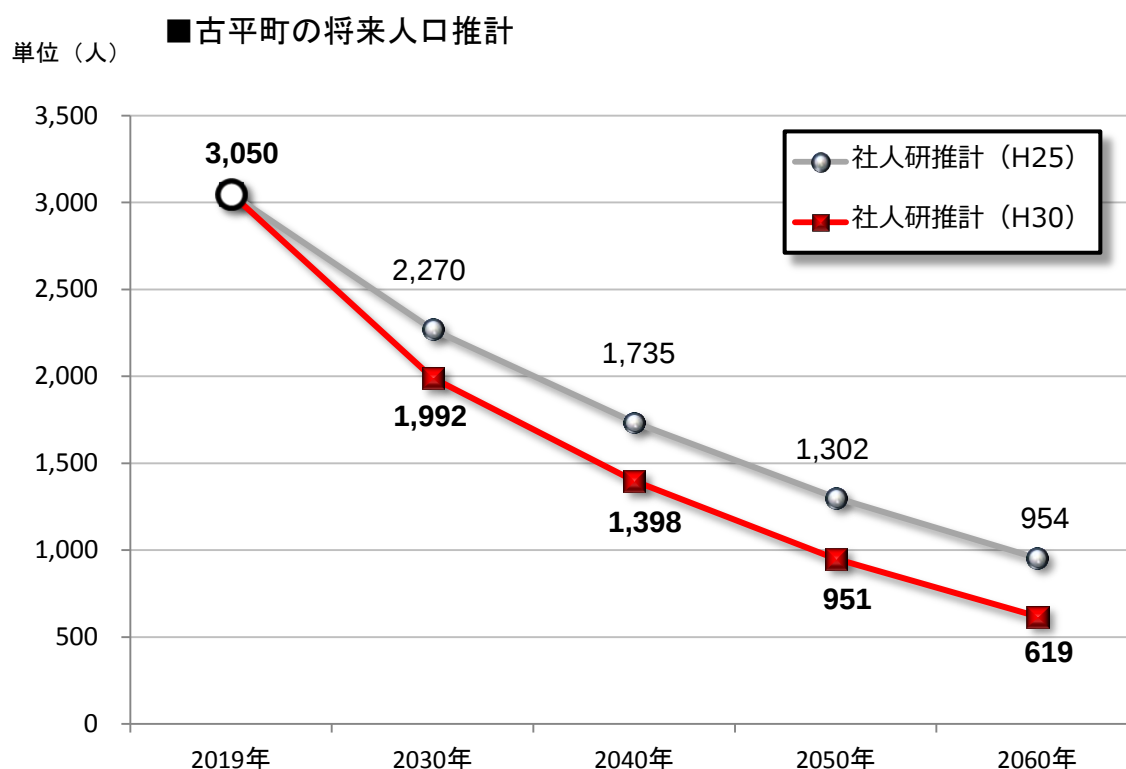
- ◆将来にわたって「活力ある地域社会」の実現
 - 人口減少を和らげる
 - 人口減少に適応した地域をつくる
 - 地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環を実現する
- ◆「東京圏への一極集中」の是正

3. 社会経済情勢の変化に対応する総合戦略

(1) 人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）は、人口変動要因である出生、死亡、人口移動について実績統計に基づく仮定を設けた上で推計した各市町村の将来人口を公表しています。

本町の第1期総合戦略の策定に当たっては、社人研の平成25年推計値を参照しましたが、その後に公表された平成30年推計値では、本町の人口減少のスピードはさらに速まるものと予測されています。



出典：2019年は住民基本台帳（R1.10.1現在）

2030年、2040年は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）「日本の地域別将来推計人口」（H25年推計値及びH30年推計値）

2050年、2060年は社人研推計値を基に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計

この推計結果を冷静に受けとめ、将来展望として2030年の人口を1,992人、2040年の人口を1,398人に設定します。

第2期総合戦略では、この見通しを下回ることのないよう人口減少の緩和に努めるとともに、長期的な視点から、上記の推計に沿って人口が減少した場合を想定して関連施策を進めていきます。

(2) 関連施策・主な取組の考え方

依然として、全国の人口減少・少子高齢化の流れに歯止めはかかっていません。

このような抗えない潮流の中、限られた財源で総花的な対策を続けることは、まちの存続にも影響を及ぼしかねません。

大変厳しい時期にあります。魅力あるこの町を守り、次の世代に引き継いでいくために、第2期総合戦略では、長期的かつ客観的な視点に立ち、将来にわたって持続可能なまちの下地づくりを重点的に進めることとします。

また、人口減少、少子高齢化の急速な進行により、単独の市町村でフルセットの行政サービスを維持していくことが困難になると見込まれています。

このため、本町独自の取組と並行して、引き続き6市町村で連携する「北しりべし定住自立圏」の取組を進めていきます。

4. 第2期総合戦略の策定体制

(1) ふるびら未来創造協議会

総合戦略の策定にあたっては、地域の多様な主体の参画を得て、取組の方向性や具体案を検討するとともに、住民の意見を反映することが必要とされています。

このため、様々な分野で活躍されている方々が参画して町づくりについて話し合う「ふるびら未来創造協議会」を開催し、北海道（後志総合振興局）等からオブザーバーの参加も得て、第1期総合戦略の検証とそれを踏まえた第2期総合戦略の方向性、関連施策等について議論しました。

(2) 古平町まち・ひと・しごと創生本部会議（庁内会議）

町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とし、管理職で構成する「古平町まち・ひと・しごと創生本部会議」を設置し、全庁的な横断体制を確立した上で総合戦略の策定作業を進めました。なお、総合戦略策定後は、古平町まち・ひと・しごと創生本部会議において施策の推進と戦略の進捗管理を行います。

5. 総合戦略の推進期間

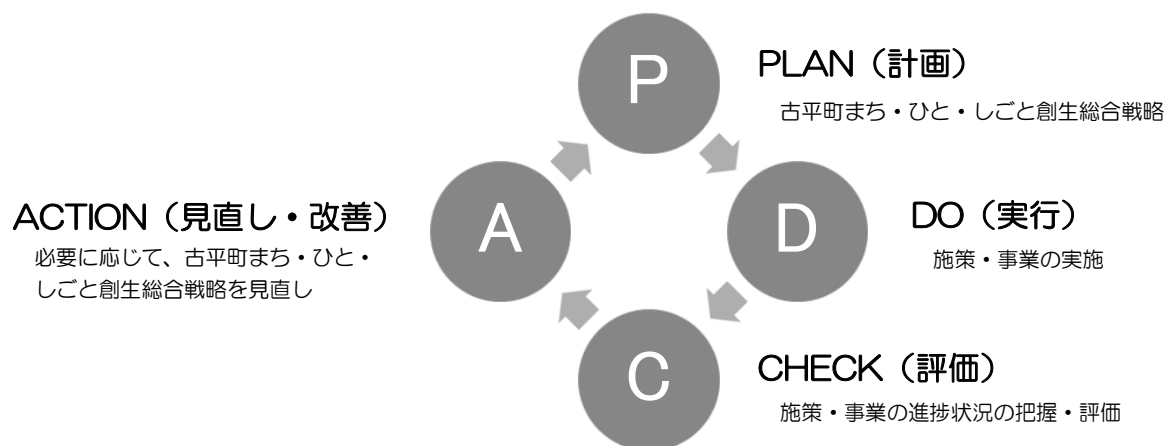
国や道の総合戦略との整合性を図りながら取組を進めていく観点から、第2期総合戦略の推進期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

6. 目標設定と進捗管理

総合戦略に盛り込む政策分野ごとに数値目標を設定するとともに、関連施策については、客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定します。

また、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、効果的に戦略を推進するとともに、関連施策の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を見直すこととします。

《PDCA サイクルのイメージ》



7. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

本戦略は、人口減少下においても、将来にわたり安心して暮らし続けることのできる地域社会づくりを進めることを取組の基本方向としており、SDGsの理念と合致する施策を推進するものです。

なお、本戦略とSDGsの達成を見据えた政策展開との関係性を視覚化するため、「第3章 課題解決に向けた4つの基本目標」において、関係するSDGsの17の目標（ゴール）を示しています。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs（エスディージーズ））

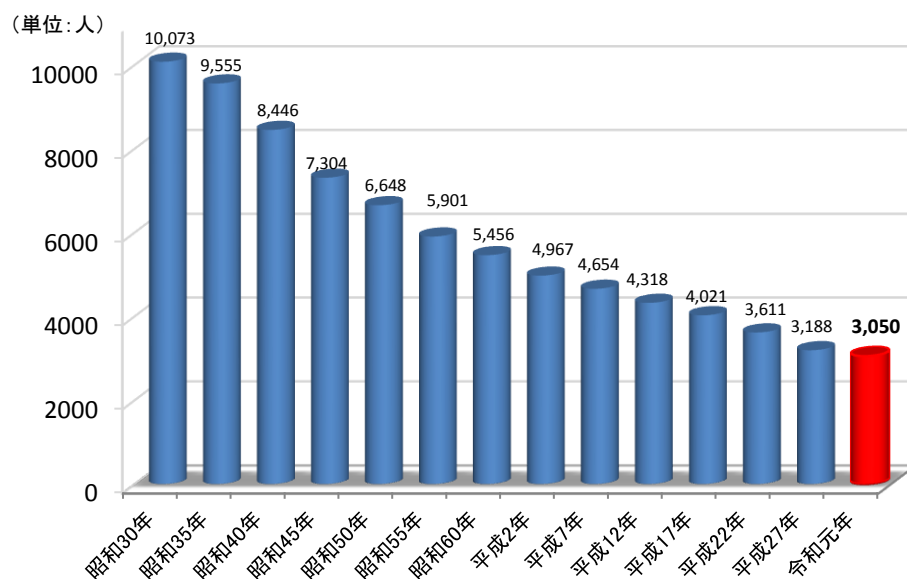
2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2章 古平町の人口動態

1. 人口減少・少子高齢化

本町の人口は、昭和30年の10,073人をピークに減少の一途をたどってきており、令和元年10月1日現在の人口は3,050人です。

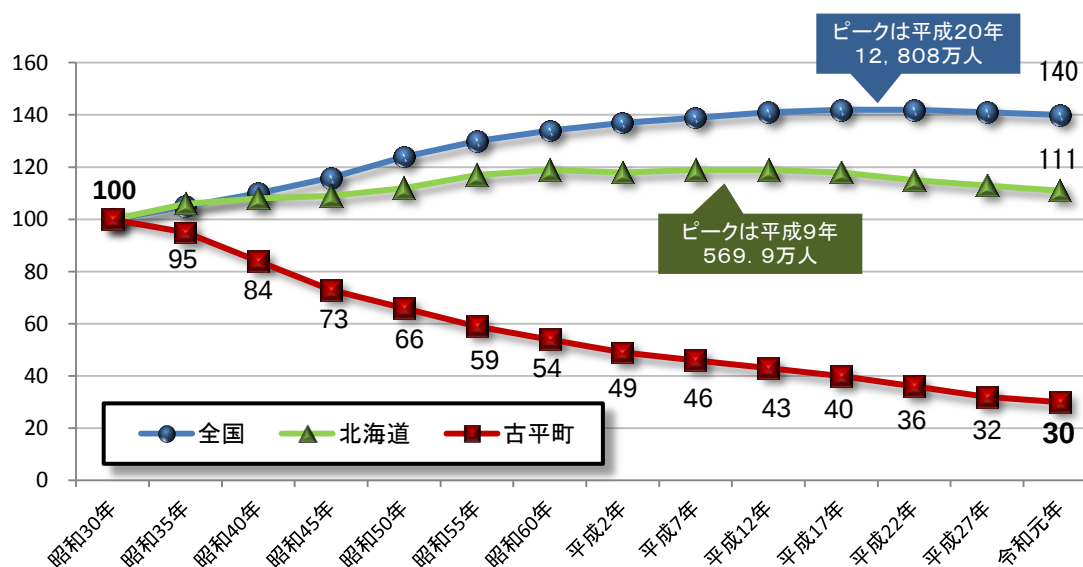
■古平町の総人口の推移（昭和30年以降）



出典：平成27年までは国勢調査、令和元年は住民基本台帳（10月1日現在）

昭和30年を100として、全国、全道と本町の人口推移を指数で比較すると次の図のようになります。全国の人口がピークを迎えた平成20年に、本町人口はピーク時の4割を下回っていました。第1期総合戦略策定後も2ポイント減少しています。

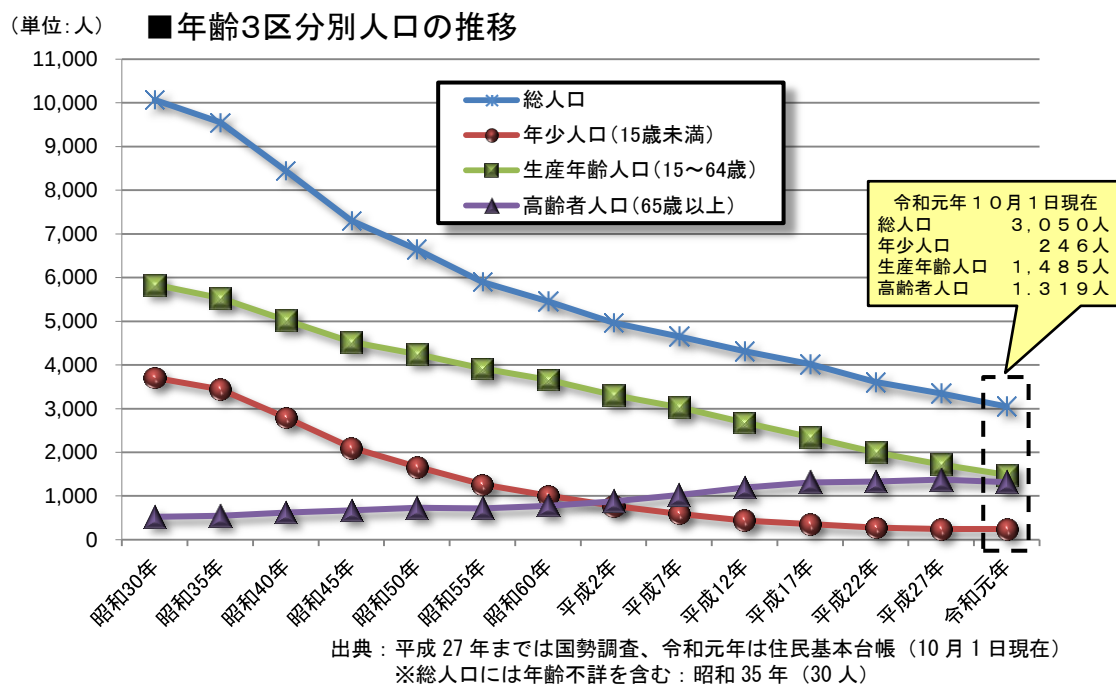
■古平町の人口のピーク(昭和30年)を100とした人口指数の比較



出典：平成27年までは国勢調査、

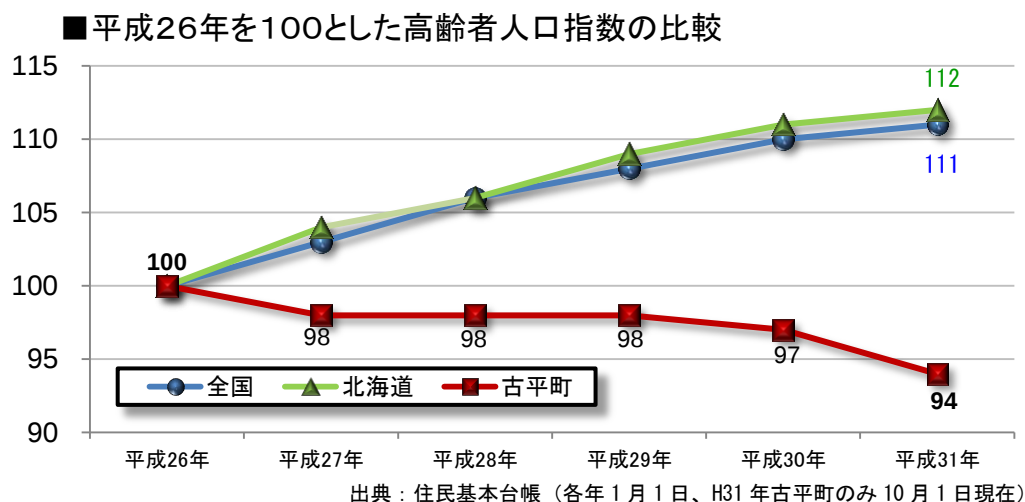
令和元年は住民基本台帳（古平町は10月1日現在、全国・全道は平成31年1月1日現在）

本町の人口推移を年齢3区分で見ると、次の図のようになります。年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、令和元年10月1日現在の総人口に占める割合は、年少人口が8%、生産年齢人口は49%となっています。一方、高齢者の比率は増加傾向にあります。平成29年には高齢者人口も減少に転じており、年齢3区分全てにおいて人口減少が進んでいます。



国において「まち・ひと・しごと創生法」が制定された平成26年を100として、全国、全道と本町の高齢者人口を指数で比較すると次の図のようになります。

全国、全道では依然として高齢者人口が増加傾向にありますが、本町では既に6ポイント減少しています。

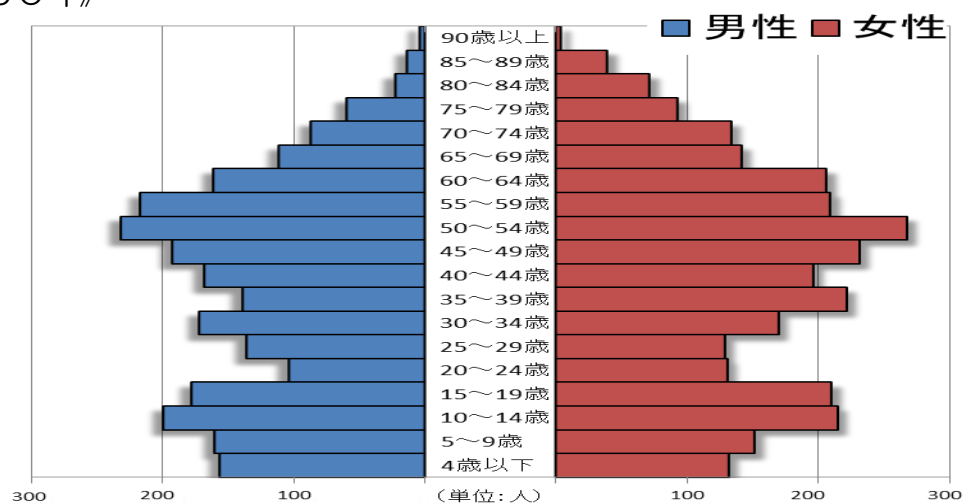


（参考）古平町の高齢者人口

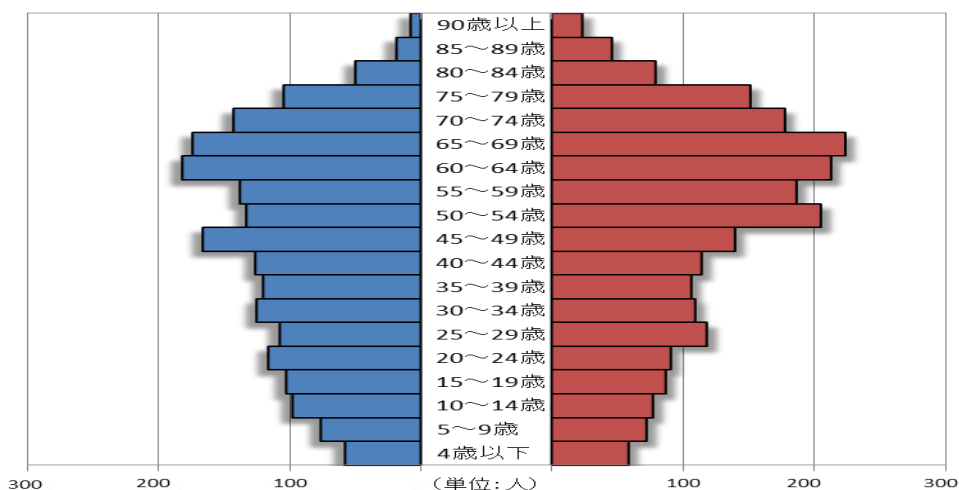
H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31(R1)年
1,398	1,377	1,377	1,369	1,359	1,319

昭和60年以降の本町人口を5歳階級別の人口ピラミッドでみると、平成12年には若年者割合の少ない「つぼ型」に変化し、その後も少子高齢化が進んでいます。

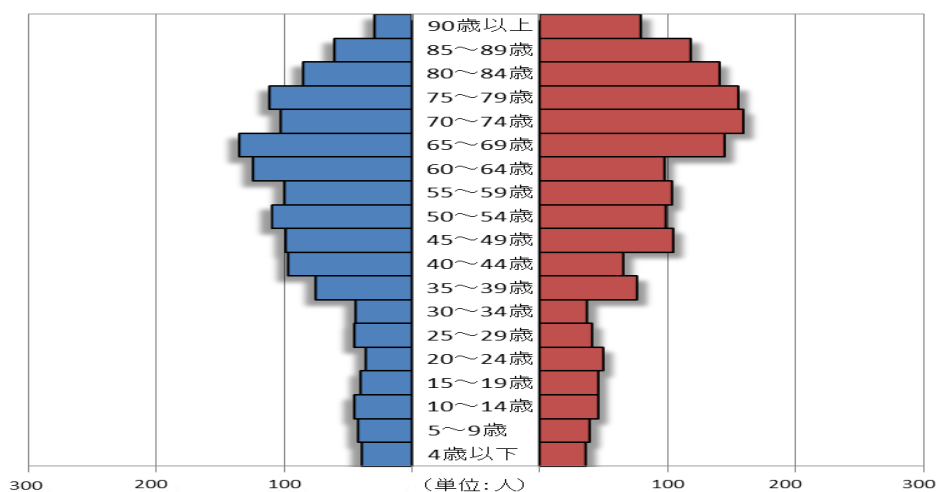
《昭和60年》



《平成12年》



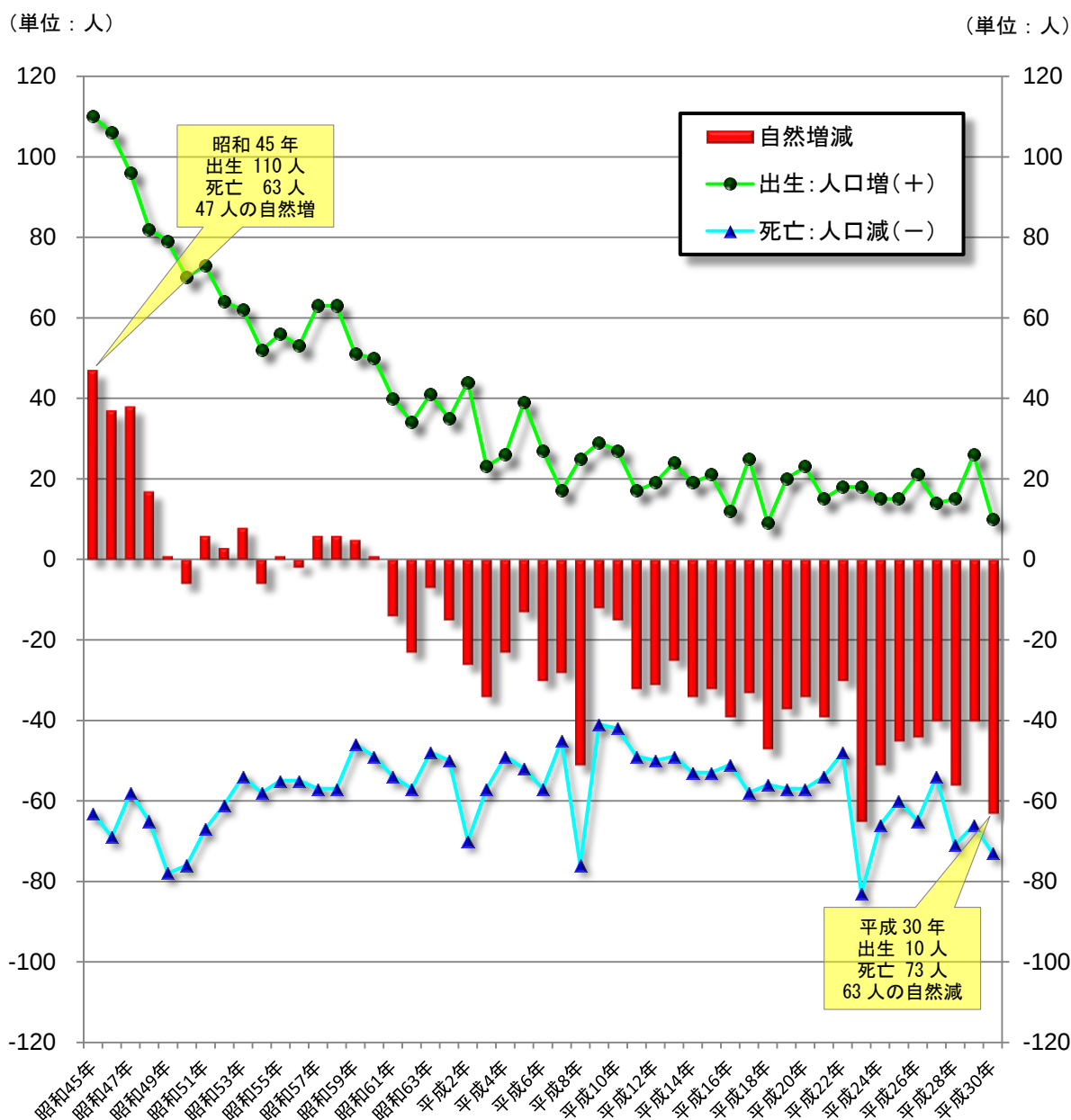
《令和元年》



2. 自然動態（出生・死亡の推移）

昭和45年以降の出生数と死亡数の推移をみると、昭和49年頃までは出生数が死亡数を上回る自然増となっていました。昭和61年以降は自然減が続いており、出生数と死亡数の差が拡大傾向にあります。

■自然増減（出生、死亡）の推移

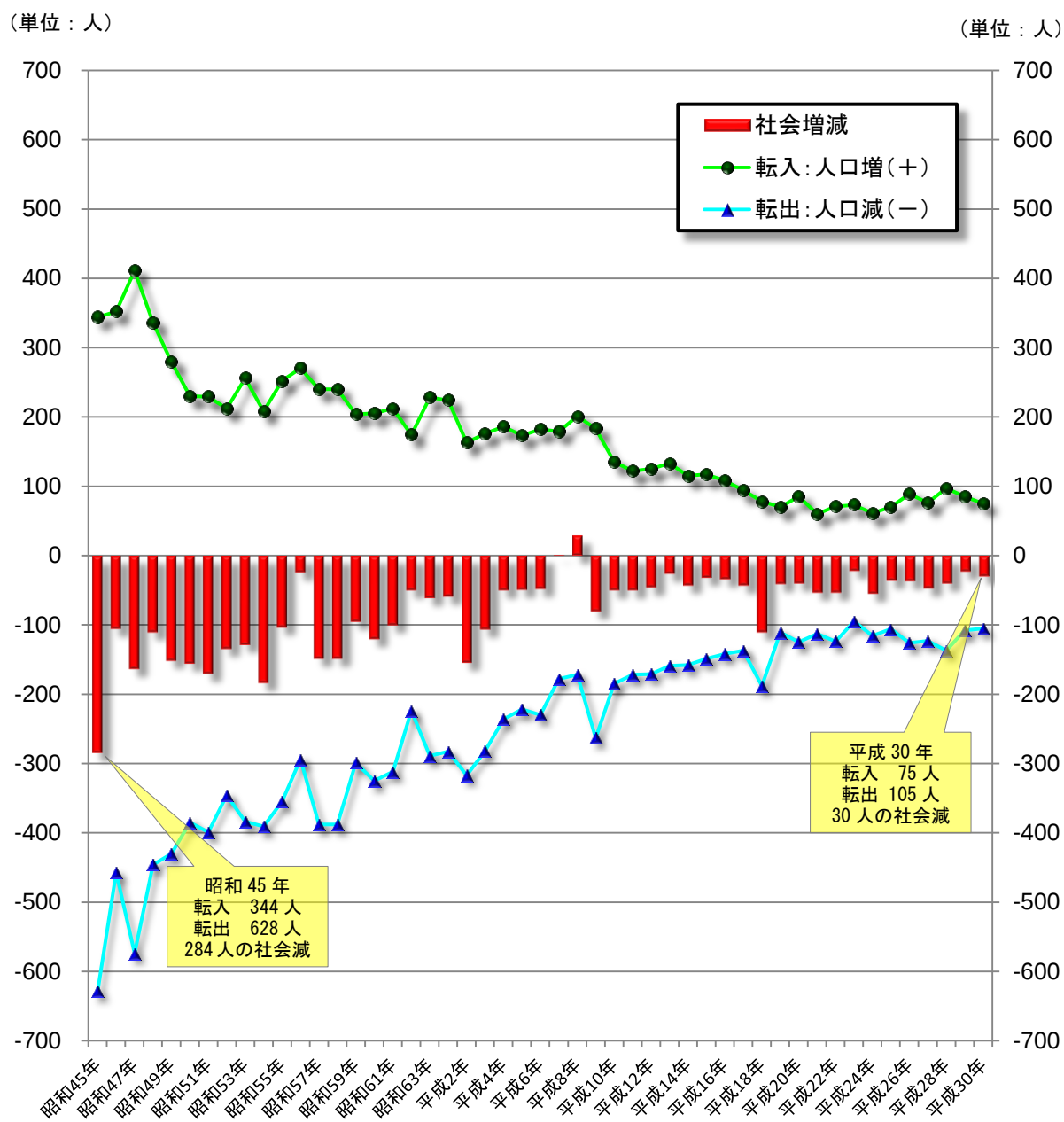


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

3. 社会動態（転入・転出の推移）

転入者数と転出者数の推移をみると、年によって増減はあるものの、町の人口推移に沿うように、転入、転出ともに減少傾向にあります。昭和45年以降ほぼすべての年で転出が転入を上回る社会減の状況が続いており、自然減と並んで人口減少の要因となっています。

■社会増減（転入、転出）の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

第3章 課題解決に向けた4つの基本目標

1. 本町が抱える課題

第1期総合戦略の検証結果及び近年の社会経済情勢の変化を踏まえて、本町が抱える主な課題を整理しました。第2期総合戦略では、これらの課題解決に向けて長期的かつ客観的な視点から各種の取組を進めていきます。

まちの機能維持に関する課題

- 人口減少、高齢化が続くことによる税収減や社会保障費の増加
- 分散している公的サービス拠点の将来的なコスト負担
- 人口減少、少子高齢化に伴うまちの活力の低下
- 自然環境への配慮や情報通信技術の活用など新たな行政テーマへの対応

産業分野に関する課題

- 海洋環境の変化による水産資源の減少、漁獲可能量の制限、魚価の低迷
- 漁業者の高齢化、後継者の不足
- 水産加工業の生産量減少、多様化する消費者ニーズへの対応
- 個人消費の低迷、近隣市町への購買力流出

子育て、医療・福祉分野に関する課題

- 妊娠・出産、子育てに係る経済的負担の軽減
- 地域ぐるみで子どもたちを育む環境づくり
- 町民誰もが生き生きと暮らし続けるための健康寿命の延伸
- 高齢者人口の減少を見据えた医療・介護施設の整備

人の呼び込みに関する課題

- 周遊客など町外からの観光消費の積極的な取り込み
- 来訪者の町内周遊を促す仕組みづくり
- 観光客の増加、ふるさと納税の獲得に向けた積極的な情報発信
- 移住・定住をまちの課題解決につなげる仕組みづくり

2. 第2期総合戦略「4つの基本目標」 [アイコンは、関係するSDGsの目標]

魅力あるこの町を守り次の世代に引き継いでいくために、人口減少を和らげる取組とともに、人口減少社会に適応したまちの下地づくりを進めていきます。

基本目標1 人口減少下においても安心して暮らせるまちの実現

■将来を見据えたまちづくり

- コンパクト・プラス・ネットワークの形成
- 防災対策の充実・強化
- 地域エネルギーの利活用と地球環境への配慮
- ICT（情報通信技術）を活用した生活利便性の向上

■都市機能の集約とまちなかの賑わい再生

- 公共施設の集約・更新
- 中心拠点誘導複合施設や150年広場等を核とした賑わい再生



基本目標2 古平町の産業振興を図り、所得の安定をめざす

■地域資源を活かした産業振興と所得の確保

- 漁業・農業等の経営・生産基盤の強化
- 水産加工品の販路拡大
- 産業振興の担い手育成

■町内経済の活性化

- 商業の活性化
- 観光交流センター（仮称）を活用した町内消費の拡大



基本目標3 出産・子育て環境の整備と医療・福祉の充実

■妊娠・出産・子育ての希望に応える環境づくり

- 妊娠・出産への支援
- 保育・子育て環境の充実
- 教育環境の充実

■健康でいきいきと暮らせる環境づくり

- 保健・医療体制の充実
- 介護予防サービスの充実、安心して生活できる環境の整備
- 障がい者と共生するまちづくり



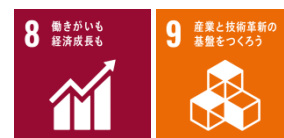
基本目標4 古平町への新しい人の流れをつくる

■特産品を活かした広域観光の推進

- 食を活用した広域観光の推進
- 観光交流センター（仮称）を活用した情報発信
- SNSを活用した地域PR

■ターゲットを絞った移住・定住の促進

- 空き家の利活用
- 若者のU・Iターンの促進



第4章 総合戦略の関連施策

基本目標1 人口減少下においても安心して暮らせるまちの実現

■現状・課題、基本的方向

今後も人口減少や高齢化が続くと予測され、税収減や社会保障費の増加に伴う財政の悪化など、町を取り巻く状況は一層厳しさを増していくことが見込まれます。従って、長期的かつ客観的な視点に立ち、この先さらに人口減少が進んだ場合の町の姿を思い描きながら、将来にわたり安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

このため、医療、福祉、商業など日常生活に必要なサービスを受けられる環境を維持しつつ、コンパクトなまちづくりに向けて都市機能の集約を進めるとともに、誰もがいきいきと暮らし続けることが出来るようまちなかの賑わい再生や生活の利便性向上を図っていきます。

■数値目標

項目	基準値	目標値
転出者増加の抑制	114 人 (H27～H30 平均)	114 人以下 (R2～R6 平均)

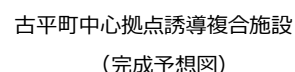
将来を見据えたまちづくり

コンパクト・プラス・ネットワークの形成

- 市街地や公的サービスの拠点が分散したまま人口減少が進んだ場合、将来的には様々なサービスの提供や公共交通の維持が困難になると見込まれます。このため、古平町立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりに向けて、町内市街地、医療・福祉、教育・文化・スポーツ各拠点のネットワーク強化や、町内コミュニティバスと路線バス（積丹線）との結節機能の充実を図ります。

防災対策の充実・強化

- 2022 年供用開始予定の中心拠点誘導複合施設及び防災棟を災害対策本部や避難所として活用するものとし、Wi-Fi 等の情報通信設備や自家発電装置など発災時に求められる機能の充実を図ります。
- 自然災害などにより物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料等の備蓄を図ります。
- 公共施設等の維持管理に関し、災害発生時の活動拠点となる施設や地震発生により人命や町民生活に深刻な影響を及ぼす恐れのある施設を優先して耐震化を進めます。



都市機能の集約とまちなかの賑わい再生

公共施設の集約・更新

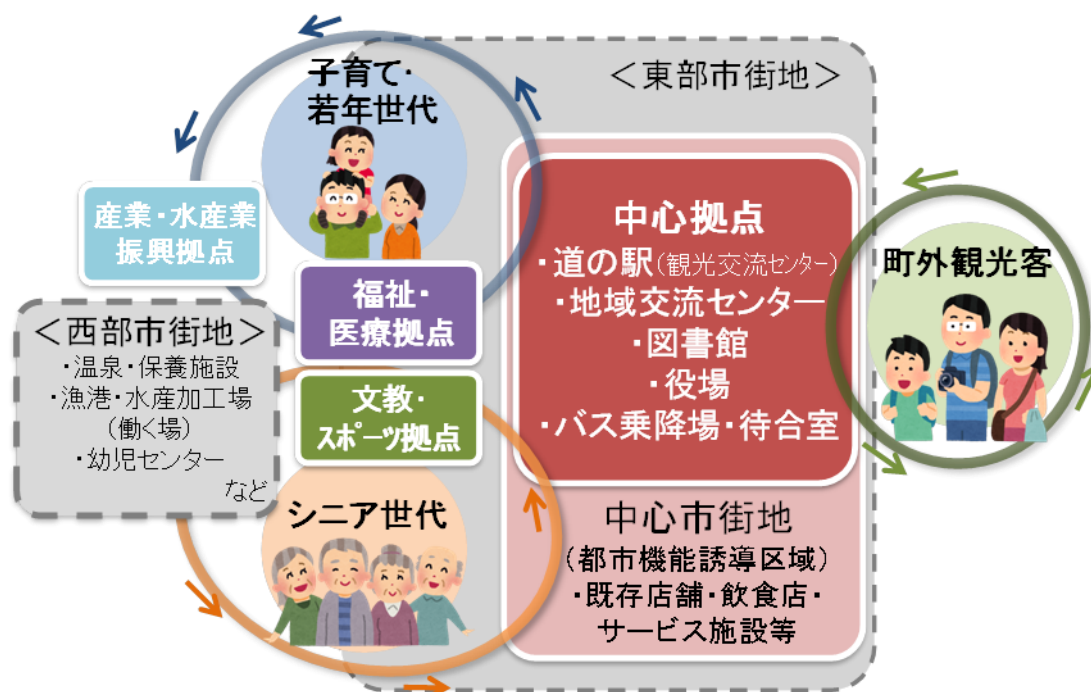
- 長期にわたり利用する公共施設の更新は、将来の世代に過度な負担を強いることのないよう人口規模や財政構造の変化を見据えて計画的に進める必要があります。このため、今後整備する中心拠点誘導複合施設に複数の機能を集約するほか、その他の施設については、総量の適正化、長寿命化の推進、維持管理費の抑制の観点から計画的な更新を進めます。

中心拠点誘導複合施設や150年広場等を核とした賑わい再生

- 地域交流センター（仮称）における文化活動等を通じた多世代交流、観光交流センター（仮称）を活用した来訪者との交流や地産地消の促進、150年広場や図書館における子どもたちの交流など、中心拠点に集約する都市機能の有機的な結びつきにより施設利用者の交流を促進し、まちなかの賑わい再生を図ります。

K P I（重要業績評価指標）

項目	基準値	目標値
図書館・地域交流センター利用者数	9,261人(H29年度) (立地適正化計画の基準値)	12,267人以上(R6年度) (立地適正化計画に準じた目標値)



まちの将来像（概念図） 出典：古平町立地適正化計画

【参考】北しりべし定住自立圏域における広域連携の取組事項

「基本目標1 人口減少下においても安心して暮らせるまちの実現」関連

	生活路線や交通手段の維持及び確保
	➤ 圏域内の公共交通の利用の促進を図る。 ➤ 多様な交通手段の組合せにより、地域の生活環境や観光客の利便性などを確保する。
	効率的な道路交通ネットワークの形成
	➤ 駅や港、高速道路、国道などの機関交通と連結する道路網の形成に向けた取組を推進する。
	住民が安心して暮らせる地域づくり
	➤ 成年後見センター、消費者センター等の共同利用を推進するとともに、福祉をはじめとした住民生活に関する各種相談などに対応するため、関係団体などと連携し、圏域内の住民が安心して暮らせる地域づくりの推進を図る。

基本目標2 古平町の産業振興を図り、所得の安定をめざす

■現状・課題、基本的方向

古平町の経済基盤を維持していくためには、基幹産業である漁業や水産加工業の経営安定が不可欠です。

漁業に関しては、海洋環境の変化等による資源の減少や魚価の低迷など厳しい状況にあるほか、魚種ごとの漁獲可能量を定めるTACの対象範囲拡大や漁船ごとに漁獲枠を設けるIQ制度の導入などが検討されており、今後さらに厳しさが増していくと想定されます。そうした中、漁業者の高齢化や後継者不足といった課題の解消に向けて、効率的な漁労環境の確立と所得の安定が求められています。

水産加工業に関しては、生産額が減少している一方で消費者ニーズは多様化しており、新製品の開発などを通じて、加工品の付加価値向上や販路拡大による経営の安定が求められます。

商業に関しては、個人消費の低迷、近隣市町への購買力流出といった状況が続いていることから、これまでの振興策のほか、観光と連携した取組が必要です。

こうした状況を踏まえ、漁業者の所得安定をめざして「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を進めるとともに、水産加工品の販路拡大・付加価値向上に取り組むほか、観光と連携した商業振興を図ります。

■数値目標

項目	基準値	目標値
漁獲高	1,222 百万円 (R1 年度見込)	1,222 百万円以上 (R2～R6 年度平均)
水産加工業売上高	4,708 百万円 (H27～H30 年度平均)	4,708 百万円以上 (R2～R6 年度平均)

地域資源を活かした産業振興と所得の確保

漁業・農業等の経営・生産基盤の強化

- 漁獲量の安定に向けて、ウニやナマコの種苗放流、ニシン・ヒラメ・サケの稚魚放流に取り組めます。
- 本町の貴重な観光資源でもあるウニの経済効果を最大限に引き出すため、安定供給が可能となる蓄養の本格実施に向けて、国へ施設整備を要請するなど各般の取組を進めます。
- 生産性の高い農業経営に向けて、農地の集積を図るとともに遊休農地や耕作放棄地の解消に努めます。

水産加工品の販路拡大

- ふるさと納税返礼品としての活用や、今後整備予定の観光交流センター（仮称）を活用した商品PRなどにより、水産加工品の販路拡大を進めます。
- 商品の付加価値向上とともに、多様化する食のニーズを見据えた販路開拓を図るため、たらこ等を活用したご当地グルメの開発・商品化に取り組めます。
- 前浜産原料を用いた加工製品の充実により魚価の向上をめざすとともに、ふるびらブランドの強化と地域内経済循環の促進を図ります。

産業振興の担い手育成		
■ 魅力ある地域資源と地場産業を守り次の世代に引き継いでいくため、産業振興の取組に積極的に関わり町の発展に貢献できる若手人材の育成に取り組めます。 ■ 漁業や水産加工業における外国人労働者の円滑な受入対策について検討を進めます。		
K P I（重要業績評価指標）		
項目	基準値	目標値
漁業所得の向上 （1経営体当たりの漁業所得）	5,583 千円 （H25～H29 年度平均）	6,147 千円 （R6 年度）
ふるさと納税による水産加工品の売上高	82 百万円 （R1 年度見込）	82 百万円 （R2～R6 年度平均）



ウニ種苗の中間育成



ふるさと納税返礼品としても好評の特産たらこ



新ご当地グルメ開発会議

町内経済の活性化

商業の活性化

- プレミアム商品券の発行や新ご当地グルメの商品化などを通じて、購買力の流出を抑制し商業の活性化を図ります。

観光交流センター（仮称）を活用した町内消費の拡大

- 今後整備予定の観光交流センター（仮称）を窓口として、地元産品の販売促進を図るとともに、ふるびらの歴史や食文化などの積極的な発信を通じて、まちの認知度向上と観光客の町内周遊を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値	目標値
商業年間商品販売額 （1事業所当たりの年間商品販売額）	41 百万円 （最新調査実績：H26）	40 百万円以上 （R2～R6 年度平均）



プレミアム商品券の販売



町内限定販売
純米吟醸酒「古平」

【参考】北しりべし定住自立圏域における広域連携の取組事項

「基本目標2 古平町の産業振興を図り、所得の安定をめざす」関連

地元農水産物及び特産品を活用した地域ブランドの開発

- 地元農水産物及び特産品に関する情報を相互に提供し合い、これらを活用した地域ブランドの開発を進めるとともに、関係団体等と連携し、国内外に向けて地元農水産物及び特産品の販売戦略を展開する。

新鮮で安全な地元農水産物の圏域内消費

- 地元農水産物を安心して消費できる体制を整え、新鮮さ、おいしさ及び安全性をPRする。

基本目標3**出産・子育て環境の整備と医療・福祉の充実****■現状・課題、基本的方向**

出産・子育てに関する施策は、短期間での効果が得にくいものであるため、長期的な視点に立った取組が求められます。

また、高齢化の進行に伴い、医療・福祉のニーズは増加していますが、全国、全道の人口推移と異なり、本町では既に高齢者人口の減少が始まっています。

こうした状況を踏まえ、子育てに関しては、妊娠・出産に関する支援のほか、まちのコミュニティを活かして地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを進めます。医療・福祉に関しては、町民の健康寿命の延伸に努めるとともに、人口減少下にあっても安心してサービスが受けられるような仕組みづくりを進めます。

■数値目標

項目	基準値	目標値
出生数減少の緩和	11人 (R元年度見込)	10人以上 (R2～R6年度平均)

妊娠・出産・子育ての希望に応える環境づくり**妊娠・出産への支援**

- 不妊治療費への助成のほか、妊婦健診に係る交通費助成などにより、妊娠・出産に関する経済的負担の軽減を図ります。
- 保健師・栄養士による妊婦相談のほか、プレママ教室や配偶者も含めた交流会などを通じて、妊産婦のケアに努めます。

保育・子育て環境の充実

- 幼児センターや子育て支援センターにおけるきめ細かな保育・支援を行うほか、民間の放課後児童クラブの運営を支援します。
- 乳幼児から高校生までの医療費助成を通じて子どもの健康維持を図ります。
- 高校生の通学費用の一部助成により子育て世帯を支援します。

教育環境の充実

- 学校教育の充実に加えて、「放課後ふるびら塾」など補充的な学習の充実を図ります。
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入して保護者や住民が学校運営に参画することにより、地域ぐるみで子どもたちを育む環境づくりを進めます。
- 中心拠点誘導複合施設に新たに整備する図書館を活用して生涯学習の充実に努めます。

K P I（重要業績評価指標）		
項目	基準値	目標値
幼児センター待機児童数	5人 (H30年度末)	0人 (R2～R6年度合計)
放課後児童クラブ待機児童数	0人 (H30年度末)	0人 (R2～R6年度合計)



プレママ教室



支援センター親子料理教室



幼児センター運動会



放課後ふるびら塾

健康でいきいきと暮らせる環境づくり

保健・医療体制の充実

- 関係機関と連携しながら、町立診療所における安定的な一次医療を提供するとともに、二次医療への円滑な引継体制を確保します。
- 乳幼児健診受診率の向上をはじめ、保健師・栄養士による乳幼児健康相談など母子保健事業の取組推進を通じて、子どもの健康づくりを図ります。
- 生活習慣病の発症や重症化の予防を図るため、各種健診の受診啓発を行うほか、国の基準による健診に加えて19歳～39歳を対象とした特定健診を実施するなど、町民の健康寿命の延伸に向けた取組を進めます。
- 不足している医療・介護人材の確保に向け、町内でこれらの職に就く若者を対象として、奨学金に対する支援制度の創設を検討します。

介護予防サービスの充実、安心して生活できる環境の整備

- 本町の高齢者は、運動機能や認知機能の低下とそれらに伴う閉じこもりの傾向が高いとされています。高齢者の健康づくりはもとより、まちの活気を失わないためにも、これまでの取組に加えて、外出時の支援や外出機会の創出に取り組むなど、介護予防サービスの充実を図ります。
- 将来にわたって医療・介護・福祉のサービスを維持するためには、町の規模に適した効率的な施設運営が求められます。このため、「併設型小規模介護医療院」の創設（町立診療所への併設）を検討するとともに、元気プラザ及び地域福祉センターについては「小規模多機能型居宅介護拠点」への転換を検討します。

障がい者と共生するまちづくり

- 障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、相談支援や就労支援、福祉サービスなどの提供体制を確保し関係機関との連携を図りながら、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

K P I（重要業績評価指標）

項目	基準値	目標値
乳児健診受診率	89.5% (H27～H30 年度平均)	89.5%以上 (R2～R6 年度平均)
1歳6ヶ月時健診受診率	82.7% (H27～H30 年度平均)	82.7%以上 (R2～R6 年度平均)
3歳児健診受診率	85.2% (H27～H30 年度平均)	85.2%以上 (R2～R6 年度平均)
国保加入者(40歳～74歳)の特定健診受診率	16.4% (H30 年度)	全道平均値 (R6 年度) 【H30 全道平均 29.5%】



乳幼児健診



お達者クラブ（笑いヨガ講座）

【参考】北しりべし定住自立圏域における広域連携の取組事項

「基本目標3 出産・子育て環境の整備と医療・福祉の充実」関連

医療機関の機能分化及びネットワーク化

- 地域の実態に見合った初期救急医療体制を確保する。
- 小児科及び周産期医療体制を確保する。
- 圏域内の公立病院と公的病院を中心とした各医療機関との連携及びネットワーク化を促進する。

地域医療の高度化及び地域医療機関の連携強化

- 高度医療を担う医科系大学病院と二次医療機関及び一次医療機関とのICTネットワークの構築・充実を図る。

基本目標4 古平町への新しい人の流れをつくる

■現状・課題、基本的方向

地域の活性化につながるよう、観光客や移住者の増加に向けて各種の取組を進めてきたところですが、今後の取組をより効率的に進めていくためには、事業目的の明確化や、ターゲットの絞込みが必要です。

観光振興に関しては、これまで進めてきた取組を一律に継続するのではなく、本町の強みである海産物や水産加工品などの食の魅力を活用した取組を充実させて交流人口と観光消費の拡大を図り、地域経済の活性化をめざします。

移住促進に関しては、転入者の増加という観点に加え、本町が抱える課題の解消につながるよう、住居や仕事に関して明確な意思を持つ者を対象とした取組を進めます。

■数値目標

項目	基準値	目標値
転入者減少の抑制	83 人 (H27～H30 平均)	83 人以上 (R2～R6 平均)

特産品を活かした広域観光の推進

食を活用した広域観光の推進

- 近隣市町村と連携して北後志圏域内での周遊性を高めるとともに、ウニをはじめとした食の魅力を積極的に発信し、周遊客を中心とした観光消費の獲得を図ります。

観光交流センター（仮称）を活用した情報発信

- 今後整備予定の観光交流センター（仮称）を窓口として、地元産品の販売促進を図るとともに、ふるびらの歴史や食文化などの積極的な発信を通じて、まちの認知度向上と観光客の町内周遊を図ります。【再掲】

SNSを活用した地域PR

- 観光客の増加や関係人口の確保、さらにはふるさと納税の獲得に向けて、特産品をはじめとした地域情報を積極的に発信します。

KPI（重要業績評価指標）

項目	基準値	目標値
観光入込客数	86.5 千人 (H29 年度) (立地適正化計画の基準値)	103.8 千人 (R6 年度) (立地適正化計画に準じた目標値)
町ホームページ 訪問者数	9.3 万人 (H27～H30 年度平均)	10 万人 (R2～R6 年度平均)
町ホームページの SNS 更新件数	—	500 件 (R2～R6 年度累計)

ターゲットを絞った移住・定住の促進

空き家の利活用

- 町内の空き家増加が深刻な課題となっていることから、後志総合振興局や管内市町村等と連携した「しりべし空き家BANK」の取組に加え、新たに設けた「古平町空き家情報バンク」の運用を通じて、町内の空き家の売買や貸借のマッチングを進め、空き家の増加抑制とともに移住・定住の促進を図ります。

若者のU・Iターンの促進

- 不足している医療・介護人材の確保に向け、町内でこれらの職に就く若者を対象として、奨学金に対する支援制度の創設を検討します。【再掲】

K P I（重要業績評価指標）

項目	基準値	目標値
しりべし空き家BANK及び古平町空き家情報バンク登録件数	0件 (R1年度(12月現在))	10件 (R2～R6年度累計)



赤白ウニちらし



甘エビちらし

【参考】北しりべし定住自立圏域における広域連携の取組事項

「基本目標4 古平町への新しい人の流れをつくる」関連

都市型観光と自然や歴史、食文化とが融合した広域周遊観光の推進

- 圏域内での周遊性を高め、滞在時間の延長を図る。
- 道内及び東アジア圏をはじめとした諸外国に向けた観光PR戦略を展開する。

圏域の魅力の発信による移住及び長期居住の促進

- 首都圏を中心に圏域における暮らしの情報を発信するとともに、居住や長期滞在などの希望に対応できる体制をつくる。

用語解説

■北しりべし定住自立圏 … P3、P15、P18、P22、P24

定住自立圏構想は、医療・福祉・教育など住民の生活環境が密接に関係している地域を一つの圏域と捉えて、中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することによって圏域全体として必要な生活機能等を確保、地方圏における定住の受け皿を形成しようとするものです。

北後志地域では、中心市である小樽市と、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の6市町村が北しりべし定住自立圏を形成して各種の取組を進めています。

■Wi-Fi … P12、P13

無線でデータの送受信を行う技術・製品の規格名で、「ワイファイ」と呼びます。

■ゼロカーボンシティ … P13

環境省では、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を公表した地方公共団体」をゼロカーボンシティと位置づけています。

本町は、2022年供用開始予定の中心拠点誘導複合施設でZEB（ZEB Ready）認証及びBELS最高ランクを取得し環境に配慮した施設整備を進めているほか、古平町地域エネルギービジョン等に基づき2050年までに町内の二酸化炭素（CO₂）排出実質ゼロ（※）をめざすこととして、令和2年2月3日、道内自治体で初めて「ゼロカーボンシティ宣言」を公表しました。

（※）…CO₂の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

■ZEB … P13

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことを指します。

本町では、2022年供用開始予定の中心拠点誘導複合施設が、新築公共施設として道内初となる「ZEB（ZEB Ready）」認証を取得しました。

※省エネルギー割合 50%以上 → ZEB Ready
 75%以上 → Nearly ZEB
 100%以上 → ZEB

■BELS … P13

建築物省エネルギー性能表示制度の英名称 Building-Housing Energy-efficiency Labeling Systemの略称で、「ベルス」と呼びます。国土交通省のガイドラインに基づき、第三者評価機関が省エネ性能を客観的に評価・認定するもので、本町では、2022年供用開始予定の中心拠点誘導複合施設が、BELS最高ランクの5つ星を取得しました。

■Society（ソサエティ） 5.0 … P13

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）といった人類がこれまで歩んできた社会に次ぐ第5の新たな社会を実現するという意味で「Society 5.0」と呼ばれています。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立するものとされており、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されています。

IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、人工知能（AI）を活用することにより、少子高齢化、地方の過疎化などの課題の克服に役立つものと期待されています。

■コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）… P19

学校と保護者や地域の住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。本町では、令和2年度からの導入に向けて、準備委員会における議論や町民説明会を行ってきました。

■併設型小規模介護医療院 … P21

介護医療院は、日常的な医学管理や看取り・ターミナルケアなど、これまで介護療養病床が担ってきた医療機能に加え、要介護高齢者の住まいとしての機能を併せ持つ長期療養と生活施設の両機能を備えた介護保険施設です。

介護医療院は、施設として独立した単独型の介護医療院と、病院・診療所などに併設される医療機関併設型介護医療院に分類されますが、医療機関併設型のうち入所定員が19名以下のものを併設型小規模介護医療院といいます。

■小規模多機能型居宅介護 … P21

従前の介護サービスは、利用者や家族の状況に合わせて「通所」「訪問」「泊まり」を選択しそれぞれ必要なサービスを契約する形式でした。小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度で創設された地域密着型サービスの一つで、同一の介護事業者が「通所（デイサービス）」を中心に、「訪問（ホームヘルプ）」や「泊まり（ショートステイ）」を一体的に提供することができるものです。

■関係人口 … P23

移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」ではない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しており、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

■SNS … P23

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことです。パソコンだけではなく、携帯電話やスマートフォンなど、インターネットに接続できるさまざまな機器で、いつでもいろいろな場所で使うことができます。

■しりべし空き家BANK … P24

後志管内の市町村と、建築・不動産の専門家団体及び後志総合振興局が連携して、ホームページで空き家の情報を紹介する仕組みです。宅建事業者が仲介するもので、物件の登録時に建築士等による現況調査が必要となります。

■古平町空き家情報バンク … P24

売却や賃貸を希望する空き家の情報を町のホームページで紹介し、購入・賃借を希望する方とのマッチングを支援する仕組みです。交渉・契約は当事者間で行っていただくものであり、町は関与しません。しりべし空き家BANKでは物件の登録時に現況調査費用が必要となることから、これまで以上に空き家の利活用を促すために、費用がかからない仕組みとして令和元年11月から運用しています。なお、同じ空き家を「しりべし空き家BANK」と「古平町空き家情報バンク」に重複して登録することはできません。

第2期 古平町まちひとしごと創生総合戦略

令和2年（2020年）3月発行

発行：北海道古平町

編集：古平町総務課

〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町 40－4

T E L 0135-42-2181（代表）

<http://www.town.furubira.lg.jp/>